

令和5年

第4回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和5年4月28日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会



## 令和5年 第4回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和5年第4回阿賀野市農業委員会総会は、令和5年4月28日(金) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

### ○農業委員

1番 本田 充	2番 中村 孝幸	3番 齋藤 正人
4番 曾我 憲司	5番 渡辺 隆	6番 上松 千恵
7番 本間 多佳子	8番 皆川 光浩	11番 菅井 茂
12番 渡邊 悟	13番 笠原 尚美	15番 見尾田 正行

### ○推進委員

1番 渡邊 聡	3番 圓山 徳明	4番 塩田 亨
5番 那須野 一吉	6番 五十嵐 和則	7番 小林 隆司
8番 伊藤 剛栄	9番 齋藤 広範	11番 松崎 学

3 欠席委員

○農業委員 9番 阿部 萬紀夫 10番 齋藤 瑞穂  
14番 小林 章男

○推進委員 2番 辻 繁雄 10番 長谷川 政男

4 遅参委員 なし

5 早退委員 なし

6 会長の命により出席した者

事務局長	五十嵐 明彦
次長	大瀧 秀樹
係長	齋藤 恵
係長	野崎 耕一

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて
日程第4	議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について
日程第8	議案第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について

日程第9 議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について

報告第10号 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第11号 報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長  
(見尾田)

定刻となりましたので、ただ今より令和5年4月定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は12名です。定足数に達しております。

本日の欠席委員は、9番 阿部委員、10番 齋藤委員、14番 小林委員の3名であります。

推進委員の欠席は、2番 辻推進委員、10番 長谷川推進委員の2名であります。

それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。

3番 齋藤委員、4番 曾我委員、5番 渡辺委員を指名したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議なしと認め、議事録署名委員を3番 齋藤委員、4番 曾我委員、5番 渡辺委員にすることに決定しました。

続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。

会期については、本日1日限りにしたいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。

本日の書記は、五十嵐局長、大瀧次長、齋藤係長、野崎係長であります。

それでは、日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。野崎係長、お願いします。

事務局  
(野崎)

議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて説明いたします。

受付番号1番、譲渡人・譲受人については記載のとおりです。

土地の所在が発久字道下(みちした)、地目、台帳・現況がともに田、地積438㎡、これを含めまして合計9筆、13,645.29㎡です。

譲受・譲渡理由は、「借受地の取得」「財産処分」です。

契約の内容が令和5年3月1日許可、売買による所有権移転でした。

取消理由は、譲受人が死亡し、相続人は譲り受ける意向がないことから、この許可を双方合意で取り消すものです。

以上で議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可の取消について説明を終わります。

議長 (見尾田)	<p>ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。 ご質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(「なし」の声)</p>
	<p>質疑なしと認めます。 お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>(「異議なし」の声)</p>
議長 (見尾田)	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。</p>
	<p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。野崎係長、お願いします。</p>
事務局 (野崎)	<p>議案書の3ページをご覧ください。議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。</p>
	<p>今月の申請件数は、所有権移転が5件47筆、合計面積が29,470.53㎡です。</p> <p>受付番号1番、下黒瀬字居浦(いうら)、地目、台帳・現況がともに田、地積591㎡、これを含めまして21筆、10,609㎡です。 譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。 契約の内容は、総額で600万円の売買です。</p> <p>続きまして受付番号2番、上一分字谷地(やち)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,349㎡、これを含めまして20筆、15,792.53㎡です。 譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。 契約の内容は、10a当たり30万円での売買です。</p> <p>続きまして受付番号3番、堀越字勸請榎(かんじんえのき)、地目、台帳・現況がともに田、地積195㎡です。 譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。 契約の内容は、10a当たり30万円での売買です。</p> <p>続きまして受付番号4番、堀越字勸請榎(かんじんえのき)、地目、台帳・現況がともに田、地積826㎡、これを含めまして4筆、1,863㎡です。 譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。 契約の内容は、総額60万円での売買です。</p> <p>続きまして受付番号5番、下黒瀬字古田(ふるた)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,011㎡です。 譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。 契約の内容は、総額55万円での売買です。</p> <p>以上ですが、 本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。 最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。 また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕</p>

作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、所有権移転の1番と5番案件の譲受人は推進委員の3番 圓山推進委員であります。

また、4番案件の譲受人は8番 皆川委員であります。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、当該関係委員は退室し、該当する案件から先に審議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議がないようですので、そのようにいたします。

はじめに、所有権移転の1番と5番案件を審議いたしますので、3番 圓山推進委員の退室をお願いいたします。

— 3番 圓山推進委員 退室 —

議長  
(見尾田)

3番 圓山推進委員が退出されましたので、所有権移転の1番と5番案件を審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長  
(見尾田)

質疑なしと認めます。

お諮りします。所有権移転の1番と5番案件について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議なしと認めます。

したがいまして、所有権移転の1番と5番案件について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

3番 圓山推進委員の入室をお願いいたします。

委員

— 3番 圓山推進委員 入室 —

議長  
(見尾田)

3番 圓山推進委員が着席されましたので続けます。

続きまして、所有権移転の4番案件を審議いたしますので、8番皆川委員の退出をお願いいたします。

— 8番 皆川委員 退室 —

議長  
(見尾田) 8番 皆川委員が退出されましたので、所有権移転の4番案件を審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長  
(見尾田) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
所有権移転の4番案件について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長  
(見尾田) 異議なしと認めます。  
したがいまして、所有権移転の4番案件について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。  
8番 皆川委員の入出をお願いいたします。

— 8番 皆川委員 入室 —

8番 皆川委員が着席されましたので続けます。  
次に、今ほど決定した議事参与の案件以外の案件について審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長  
(見尾田) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長  
(見尾田) 異議なしと認めます。  
したがいまして、先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
これで議案第2号 農地法第3条1項の規定による許可申請について、すべて原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
野崎係長、お願いします。

(事務局説明)

事務局  
(野崎)

議案書 9 ページをご覧ください。  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。  
受付番号 1 番、使用貸借権設定による永久転用です。  
借人・貸人は記載のとおりです。  
土地の所在が保田字向野（むかいの）、地目 台帳・現況がともに畑、  
地積 265 m<sup>2</sup>です。  
転用目的は自己用住宅で、資金計画は記載のとおりです。  
工事期間が令和 5 年 5 月 10 日から令和 5 年 12 月 31 日まで。  
農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」  
に定められており、第 3 種農地となります。  
許可基準は、許可可能であります。  
転用事由は、申請者は現在、親と同居していますが、家族が増え手狭になって  
きたため、伯父の土地である隣地に、使用貸借権を設定し住宅を建築するもので  
す。  
場所につきましては、10・11 ページの位置図・案内図をご覧ください。  
安田地区、国道 49 号マツモトキヨシ安田店から北東側に 200m ほどの場所に位置  
する土地です。  
12 ページには、更正図に申請地として塗りつぶして表示しております。  
13 ページは、土地利用計画図 兼 排水計画図です。隣接する宅地 3, 237 番 9  
と雑種地 3, 237 番 10 を一体として利用する計画です。隣接の農地被害が及ばな  
いよう土留めを設置し、雨水は敷地の一角に集水桝を設け、市道反対側の道路側  
溝に流す計画です。駐車スペースには車 3 台分、南東側にガーデニングを予定し  
ています。下水道につきましては、上下水道局と協議を進めているとのことで報  
告をいただいております。  
14・15 ページは、平面図・立面図であります。  
  
続きまして、16 ページになります。  
受付番号 2 番、所有権移転による永久転用です。  
譲受人・譲渡人は記載のとおりです。  
土地の所在が大室字貝喰（かいばみ）、地目 台帳・現況がともに畑、地積  
420 m<sup>2</sup>です。  
転用目的は資材置場、資金計画は記載のとおりです。  
工事期間が令和 5 年 5 月 2 日から令和 5 年 9 月 31 日まで。  
農地区分につきましては、住宅等が連たんしている区域に隣接している利用計  
画の土地で、一団の農地の規模が 10ha 未満の区域にある農地として、第 2 種農  
地と判断いたしました。  
転用事由は、申請者は隣接する自身の土地 2,135 番 5、原野と一体利用で資材  
置として、●●●●●に賃貸するものです。  
場所につきましては、17・18 ページの位置図・案内図をご覧ください。  
笹神地区、県道 55 号 新潟五泉間瀬線の沿線に位置しています。  
19 ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶして表示しております。  
20 ページは土地利用計画図 兼 排水計画図です。雨水は中央に集まり自然浸  
透の計画です。申請地の東側に道がありますが、雨水が流れ込まないように建設  
課と協議するよう話をしております。資材につきましては、川砂、砂利等とな  
っております。  
  
続きまして、21 ページになります。  
受付番号 3 番、所有権移転による永久転用です。



譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が六野瀬字諏訪（すわ）、地目 台帳・現況がともに畑、地積 4.16 ㎡、これを含めまして、合計 2 筆で 6.78 ㎡です。

転用目的は乗入通路の拡張、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和 5 年 5 月 2 日から令和 5 年 6 月 30 日まで。

農地区分につきましては、六野瀬集落の住宅が連たんしている区域内にあり、第 3 種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、国道 49 号から自宅への乗入通路が狭いため、隣接地の一部を譲り受け、出入口を拡張するものです。また、境界に筆界誤差があったため是正するものであります。

場所につきましては、22・23 ページの位置図・案内図をご覧ください。安田地区、国号 49 号 六日野集落、六野瀬の信号機から 80m ほど水原方向に向かった場所に位置しています。

24 ページは、更正図に申請地を濃く塗りつぶしで表示しております。

カタカナで小さくホと表示している部分の地番 110-4 と 115-4 が乗り入れ通路と既になっております。道に沿って分筆されている土地は国土交通省のものになっております。

25 ページは、土地利用計画図で、併せて排水についても表記しております。雨水は現状の通路同様に道路側溝へと流れる計画であります。

以上で議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

1 番案件について、5 番 渡辺（隆）委員より、現地確認報告をお願いします。

委員  
(渡辺)

5 番 渡辺です。先日、24 日月曜日に現地確認をしてまいりました。受付番号の 1 番案件について報告いたします。13 ページをご覧ください。

この申請地は畑に家を新築するという事です。雨水の流れる方向が矢印に流れて、側溝と集水桝を新設して、雨水を道路側溝に流しそして、生活雑排は、下水に流します。特に、問題無いと見てまいりました以上です。

議長  
(見尾田)

どうもありがとうございました。

続きまして、受付番号 2 番の案件について、2 番 中村委員より、現地確認報告をお願いします。

委員  
(中村)

2 番中村です。今ほど事務局の説明のあった通りです。排水計画等も問題ありませんでした。皆さんの慎重な審議をお願いします。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。

続きまして、3 番案件について、1 1 番 菅井委員より、現地確認報告をお願いします。

委員  
(菅井)

1 1 番菅井です。3 番案件について説明します。25 ページを見てください。この場所は、国道 49 号線から個人住宅への出入りする鋭角のある道路です。幅は、3.5m とそんなに広くはなくこの先の鋭角の端の部分の角を取り

住宅に入り易くするための、角取りとと思ってください。畑との境に線が2本ありますが、昔から言われていた境と最近の調査のために測った時の誤差だそうです。この2本線の昔の境に沿って、U字見溝が伏せてありますが、図面上だけで、改めてU字溝を移動するとかいじることは、無いそうです。以上です。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。  
現地確認報告が終わりました。  
これから審議に入ります。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員

( 「なし」の声 )

議長  
(見尾田)

質疑なしと認めます。お諮りします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声 )

議長  
(見尾田)

異議なしと認めます。  
したがって、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。  
ここで説明員を交代いたします。

委員

— 説明員交代 齋藤係長 —

議長  
(見尾田)

続きまして、日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
齋藤係長、お願いします。

事務局  
(齋藤)

「議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明申し上げます。

議長  
(見尾田)

今月の受付状況は、所有権移転1件1筆、1,400㎡、賃貸借権設定21件151筆、187,585.32㎡、使用貸借権設定3件38筆、28,223㎡、農地中間管理権設定142件722筆、734,039.42㎡です。

議長  
(見尾田)

はじめに所有権移転の案件です。27ページをご覧ください。  
譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。  
なお、譲受人は、認定農業者です。  
それでは、左より 受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます  
1番 長池 1,400㎡ 10a 当り 600,000円の売買です  
続きまして  
賃貸借権設定の案件です  
更新案件については、説明を省略させていただきます  
28ページをご覧ください。  
3番 山口字中道 200㎡ 10a 当り 20,000円  
29ページ

4番 新保字巾 外14筆 6,160㎡ 10a当り コシヒカリ 60kg  
 33ページ  
 9番 水原字伊賀穂 外8筆 13,510㎡ 10a当り 23,000円  
 34ページ  
 10番 六日野字境塚 外2筆 2,664㎡ 10a当り 15,000円 20,000円  
 35ページ  
 11番 野村字大野地 外4筆 9,308㎡ 10a当り 24,000円  
 12番 上山屋字道下 外5筆 6,349㎡ 10a当り コシヒカリ 90kg  
 36ページ  
 14番 寺社字熊堂 2023㎡ 10a当り 22,000円  
 39ページ  
 25番 保田字砂山 外1筆 3,019㎡ 総量コシヒカリ 210kg  
 26番 蒔田字子ノ明 外4筆 4,282㎡ 10a当り コシヒカリ 120kg  
 41ページ  
 29番 大宮字坂の下 外3筆 3,308㎡ 10a当り 10,000円  
 42ページ  
 30番 水原字伊賀穂 外10筆 20,929㎡ 10a当り 20,400円 11,709円  
 44ページ  
 32番 箸木免字村下 817㎡ 10a当り コシヒカリ 60kg

次に、使用貸借権設定の案件です

更新案件については、説明を省略させていただきます

45ページ  
 22番 七島字的場 外35筆 27,279㎡  
 49ページ  
 23番 堀越字石仏 525㎡

続きまして、農地中間管理権設定です

公社借入及び公社貸付の案件ですが、市が令和5年5月10日に公告をおこなうことから期間については、令和5年5月11日から令和15年5月10日までとなっております。

50ページをご覧ください。

公社借入の案件です

1番から90ページ71番まで 71件  
 保田字上野林 外360筆 367,019.71㎡

続きまして、公社貸付の案件です。

91ページ72番から132ページ142番まで 71件  
 保田字上野林 外360筆 367,019.71㎡

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である 農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。

利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である 農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

農作業に、常時従事すると認められること。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である 地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと 見込まれること。

利用権を設定する土地について、関係権利者 全ての同意が得られている

ことの各要件を 満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による 農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の1番と2番案件の譲受人は推進委員の3番 圓山推進委員であり、26から28番案件の譲受人は12番 渡邊(悟)委員であります。

また、使用貸借権設定の5番案件の譲受人は3番 齋藤委員と8番 皆川委員が関係者であります。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、当該関係委員は退室し、該当する案件から先に審議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議がないようですので、そのようにいたします。

はじめに、賃貸借権設定の1番と2番案件を審議いたしますので、3番 圓山推進委員の退室をお願いいたします。

— 3番 圓山推進委員 退室 —

3番 圓山推進委員が退室されましたので、賃貸借権設定の1番と2番案件について審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長  
(見尾田)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

賃貸借権設定の1番と2番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議なしと認めます。

したがいまして、賃貸借権設定の1番と2番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。3番 圓山推進委員の入室をお願いいたします。

— 3番 圓山推進委員 入室 —

3番 圓山推進委員が着席しましたので、続けます。

続きまして、賃貸借権設定の26番から28番案件を審議いたしますので、12番 渡邊(悟)委員の退室をお願いいたします。

— 12番 渡邊（悟）委員 退室 —

12番 渡邊（悟）委員が退室されましたので、賃貸借権設定の26番から28番案件について審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長  
（見尾田） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
賃貸借権設定の26番から28番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長  
（見尾田） 異議なしと認めます。  
したがって、賃貸借権設定の26番から28番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
12番 渡邊（悟）委員の入室をお願いいたします。

— 12番 渡邊（悟）委員 入室 —

12番 渡邊（悟）委員が着席されましたので続けます。  
続きまして、使用貸借権設定の5番案件について審議いたしますので3番 齋藤委員と8番 皆川委員の退室をお願いいたします。

— 3番 齋藤委員及び8番 皆川委員 退室 —

3番 齋藤委員と8番 皆川委員が退室されましたので、使用貸借権設定の5番案件について審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長  
（見尾田） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
使用貸借権設定の5番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長  
（見尾田） 異議なしと認めます。  
したがって、使用貸借権設定の5番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
3番 齋藤委員と8番 皆川委員の入室をお願いいたします。

— 3番 齋藤委員及び8番 皆川委員 入室 —

3番 齋藤委員と8番 皆川委員が着席されましたので続けます。  
次に、今ほど決定した議事参与の案件以外の案件について審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。  
(見尾田) お諮りします。

先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。  
(見尾田) したがいまして、先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のと

おり承認することに決定いたしました。  
これで議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、すべて原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 五十嵐局長 —

議長 続きまして、日程第7 議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する  
(見尾田) 指針(案)について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
五十嵐局長、お願いします。

事務局 議案第5号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、  
(野崎) ご説明申し上げます。

議案書は別冊となっております。

この指針は、平成28年に作成しておりますが、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、努力義務から必須に変わり法改正を踏まえ修正するもであります。また、作成しました指針について公表するもであります。つきましては、法改正と同日の改正日、4月1日でお願いするものであります。

それでは、議案書1ページをご覧ください。第1 基本的な考え方では、当市の農業状況を記載し、将来、不耕作地の増加が懸念されることから、発生防止・解消に努めることと、担い手への農地利用集積・集約を図るため、「地域計画」に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく考えとしております。

また、地域の強みを活かし、活力ある農業・農村を築くため、農業委員、推進委員が連携し、担当地区ごとの活動を通じて、「農地等の利用の最適化」が一体的に進むよう、当農業委員会の指針として、具体的な目標、推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定めたものであります。

長期的な目標として、10年後を目指す農地の状況等を示すものであり、改選期である3年ごとに検証・見直しを行うとしております。

単年度の具体的な活動は、毎年作成するとしておまして「最適化活動の目標設定等」としております。

2 ページをご覧ください。第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法になります。

目標は、大きく3本柱になっております。

1. 遊休農地の発生防止・解消
2. 担い手への農地利用の集積・集約化
3. 新規参入の促進 であります。

はじめに、遊休農地の発生防止・解消についてでございます。

解消目標の数値ですが、管内の農地面積は令和5年3月を基に、毎年20ha減少することで、10年後200ha減で、6,560haとしております。

遊休農地面積は、令和5年3月3.3haを10年後に5割程度解消させることを目指し、1.6haと設定いたしました。遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法ですが、農地利用意向調査や農地中間管理機構との連携、非農地判断で推進することとしております。

評価方法は、3 ページ上段をご覧ください。単年度ごとで、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」で評価いたします。

次に、担い手への農地利用の集積・集約化についてでございます。

農地利用集積目標は、10年後の集積率を80%として設定しております。具体的な推進方法・検証としては、これまで取り組んできたことのほか、「地域計画」の作成・見直しに主体的に取り組んでいくとしております。

評価方法は、4 ページ中段をご覧ください。単年度ごとで、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」で評価いたします。

次に、新規参入の促進についてでございます。

新規参入の目標値は、市総合計画に準じ、毎年度、個人は4経営体、法人は2経営体の参入を計画しておりますので、これを基本に目標設定いたしました。10年後、個人で40経営体が参入し、累計で46経営体としました。法人は20経営体の参入し、累計で26経営体としております。

面積については、現状の令和5年3月での1経営体当りの面積を算出し、その面積を目標経営体にかけた面積として設定しました。

推進方法は、関係機関との連携、新規就農フェア等への参加、企業参入の推進、農業委員会のフォローアップ活動としております。

評価方法は、5 ページ中段をご覧ください。単年度ごとで、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」で評価いたします。

最後に「地域計画」の目標を達成するための役割が前回の方針に追加しております。

以上、簡単ではありますが、議案第5号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、ご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。  
これから審議に入ります。

議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長 質疑なしと認めます。  
（見尾田） お諮りします。議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長 異議なしと認めます。  
（見尾田） したがって、議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、承認することで決定いたしました。  
続きまして、日程第8 議案第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
五十嵐局長、お願いします。

事務局 それでは、議案第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、説明いたします。

議案書は別冊の7ページをご覧ください。

この「議案第6号」の実施状況の公表でありますけれども、このあとに説明いたします「議案第7号」の最適化活動の目標の設定等につきましては、いずれも農業委員会等に関する法律等により、作成・公表しなければならないものとなっております。

このため、今月の総会で、その原案をご審議いただくため、上程させていただきました。

なお、このあとの公表までの予定ですが、実施事業の公表につきましては、関係機関へ意見照会を行いまして、パブリックコメントを実施し、その結果を基に、農業委員会の見解を加え、補正した後に、最終案として6月の総会に議案上程させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、7ページになります。この「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表」につきましては、これまでは「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」とされていたものですが、令和4年度制度改正により名称や内容が変更となったものです。

7ページをご覧ください。Ⅰ農業委員会の状況 令和4年4月1日現在となります。耕地面積や農家数、農業委員会の体制などとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

8ページをご覧ください。Ⅱ最適化活動の成果目標、(1)「農地の集積」についてになります。

- ① 「現状及び課題」ですが、利用集積の現状としましては、管内の農地面積6,780haのうち、これまでの集積面積は4,279ha、集積率は63.1％となっております。
- ② 「目標」は、集積目標4,508haで、集積率を66.5％といたしました。
- ③ 「実績」です。新規集積面積118haとなり、集積面積4,379ha



で、集積率が64.9%とで、目標の達成状況は97.5%となりました。

「農業委員会の点検結果」ですが、関係機関と連携し、相談・指導をきめ細かく行うとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員のみなさんから調整役を努めていただき、「あっせん活動」を展開いたしました。

次に、(2)「遊休農地の発生防止・解消」についてです。

- ①「現状及び課題」ですが、現状としましては、1号遊休農地面積は、2.6haで、緑区分だけとなっています。
- ②「目標」は、令和3年度の緑区分の遊休農地面積2.6haの5分の10.52haを目標としております。
- ③「実績」は、0.79haで、達成状況が152%となっております。
- ④その他、農地パトロールを8月22日23日に実施し、9月30に取りまとめ、意向調査を10月に実施して、調査結果を12月に取りまとめました。

「農業委員会の点検結果」ですが、農業委員や農地利用最適化推進委員、関係機関の職員のみなさんから調査にあたっていただき、新規発生が8筆、0.76haとなり、所有者に対し、解消に向けた指導を行いました。

次に、(3)「新規参入の促進」についてです。

- ① 現状及び課題について、記載しております。
- ② 目標は、過去3年間の平均17.5haの1割以上1.8haとしております。
- ③ 実績は、1経営体、0.6haで、個人の参入がありました。

「農業委員会の点検結果」ですが、新規参入への貸付等の面積は、達成できませんでしたが、新規1法人が参入を進めており、あっせんの調整をしておりますので、次年度に増える見込みとなっております。

次に、2. 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標を8日としております。

(2) 活動強化月間の設定では、

- ① 目標を3回、8月の遊休農地の解消、10月、2月の農地集積としております。
- ② 実績ですが、8月22日23日に農地パトロールを実施し、遊休農地の解消に向け取り組みました。10月、2月の農地集積では、担い手農家に農地集積・集約化を図るためのあっせん活動を展開いたしました。

11ページをご覧ください。

(3) 新規参入相談会への参加

- ① 目標 随時としておりました。
- ② 実績 1回 新規参入相談会に2名が参加しました。

目標の達成状況の評語については、「目標に対して期待どおりの結果得られた」人数が8割を超えておりますので、「目標に対して期待どおりの結果得られた」としました。

推進委員の点検結果・評価結果評語ごとに該当する人数を目標の8日を目安に判断して、記載しております。

12ページ III 事務の実施状況になります。

1. 総会、部会の開催実績 定例会開催以外に改選がありました。農地法第3条に基づく許可事務です。1年間の処理件数 50件 許可50件です。処理期間は平均25日となっております。総会開催日、申請締切日について、公表しております。

III番農地転用に関する事務です。権限移譲は、○を付けている2つになります。1年間の処理件数 57件 許可57件です。処理期間は平均25日

です。

違反転用への対応です。農業委員、推進委員による日常的な現地確認等、抑止効果となった。ホームページに違反転用、農地パトロール実施中のチラシを掲載し注意喚起を行いました。

実績として、1 ha の違反転用を解消したところです。  
以上で、議案第6号につきまして、説明を終わります。  
よろしくお願いいたします。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。  
これから審議に入ります。  
議案第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長  
(見尾田)

質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について、原案に同意することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議なしと認めます。  
したがって、議案第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について、原案に同意することに決定いたしました。  
続きまして、日程第9 議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
五十嵐局長、お願いします。

事務局  
(五十嵐)

議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について、ご説明いたします。議案書は、別冊13ページをご覧ください。  
この「最適化活動の目標の設定等」につきましては、令和3年度までは「目標及びその達成に向けた活動計画」とされていたものですが、令和4年度制度改正により名称や内容が変更となったものです。  
先ほど説明したとおり、4月公表しなければならないものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書別冊13ページをご覧ください。

令和5年4月1日現在の「農業委員会の状況」となります。現在の農業委員会の体制や、農家数、耕地面積などとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。14ページをご覧ください。「Ⅱ 最適化活動の目標」についてとなります。

「1 最適化活動の成果目標」、(1) 農地の集積、①現状と課題についてですが、現状としましては、管内の農地面積6,760haのうち、これまでの集積面積は4,397ha、集積率は65.04%となっていま

す。

「② 目標」についてですが、第5号議案で説明した「農地利用最適化の推進に関する指針」に基づき、目標年度を10年後の令和15年度、集積率を80%としたものです。また、今年度の新規集積面積85haにつきましては、毎年度これだけの集積を進めれば、目標を達成することのできる面積として設定しております。

(2)「遊休農地の解消」についてですが、現状としましては、直近の利用状況調査により判明している遊休農地面積は3.3haとなっています。

このため、②の「遊休農地の解消」に係る目標面積は、国の指針にしたがい、その5分の1の0.66haとしたものです。

次に、「(3) 新規参入の促進」についてとなります。

「① 現状及び課題」につきましては、過去3か年の新規参入に係る現状となっています。また、「② 目標」につきましては、国の指針に基づき、過去3か年の新規参入経営体の平均面積391haの1割以上となる40haとしたものです。「2 最適化活動の活動目標」についてですが、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、国の指針に基づき、1月当たり10日と設定しました。

また、(2)の「活動強化月間の設定目標」では、活動強化月間の設定回数を3回とし、それぞれ「遊休農地の解消」、「農地の集積」、「新規参入の促進」を各1回で設定いたしました。

最後になりますが、(3)の「新規参入相談会への参加目標」につきましては、1回、新規就農チャレンジフェアに2名参加で計画いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長  
(見尾田)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について、原案に承認することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について、原案に承認することに決定いたしました。

ここで説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 野崎係長 —

続きまして、日程第10 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局  
(野崎)

議案書の133ページをご覧ください。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。  
今月は31件あります。契約内容別では、農地法第3条の使用貸借権設定の解約が1件、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が28件、中間の賃貸借権設定の解約が2件です。  
解約事由の主なものでは、借り手の変更の解約が133ページの29番、134ページの1番、2番、137ページ3番、4番、5番、138ページ、8番、9番、139ページ、10番、143ページ、17番、144ページ、18番、146ページの24番、25番、147ページ、26番です。  
続きまして契約内容変更のための解約が139ページ11番、140ページ12番、13番、141ページ14番、15番、142ページ16番です。  
続きまして売買のための解約が145ページ20番、150ページ21番、152ページ22番です。  
そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。  
以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。  
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長  
(見尾田)

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。  
続きまして、日程第11 報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
野崎係長、お願いいたします。

事務局  
(野崎)

議案書の155ページをご覧ください。  
報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明します。  
事業完了届は1件あります。  
受付番号61番、転用事業者は記載のとおりです。土地の所在が七島字羽手場(はてば)、転用面積は1筆で565㎡の内216㎡です。転用目的は仮設工事事務所です。許可年月日及び許可番号が令和3年6月1日、阿農委第503008号、変更年月日及び許可番号が令和4年2月1日、阿農委第20号、完了年月日が令和5年3月24日です。  
場所につきましては、156・157ページの位置図・案内図をご覧ください。  
京ヶ瀬地区、旧前山小学校の南東に位置する場所です。  
158ページの更正図をご覧ください。申請地を斜線で表示しております。  
159ページには土地利用計画図を掲載しております。  
当該地は4月24日に現地確認をしまいましたが、建物も撤去され、転用前の畑地状況に復旧されておりました。  
どの段階を持って完了とするかは各市町村農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなしてまいりました。  
過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題は無いと判断しました。以上、農地法第5条第1項の事業完了届について説明を終わります。

議長  
(見尾田)            ありがとうございます。  
                          この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。61番案件について、2番 中村委員より、現地確認報告をお願いします。

委員  
(中村)                2番 中村です。今ほど事務局から説明のあったとおりです。何時でも作付け出来るような状態でした。なおも皆さまの慎重な審議をお願いします。

議長  
(見尾田)            ありがとうございます。  
                          現地確認報告の説明が終わりました。  
                          報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
                          よろしいでしょうか。

委員  
                          ( 「なし」 の声 )

議長  
(見尾田)            質疑なしと認めます。  
                          ご承知おきをお願いいたします。

                          以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。  
                          ご協力誠にありがとうございました。

— 15時04分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年4月28日

議事録署名委員	3番	印
議事録署名委員	4番	印
議事録署名委員	5番	印
議長 農業委員会長		印